

練馬区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 8 号

練馬区会計事務規則の一部を改正する規則

練馬区会計事務規則（昭和39年 9 月練馬区規則第 3 号）の一部をつぎのように改正する。

第88条第 1 項第 5 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。